

青森 COC+推進機構 規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本機構は、「青森 COC+推進機構」と称する。

(機構員)

第2条 本機構は、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）に係る連携・協力に関する協定」（平成27年11月26日）を締結した大学等、青森県、青森市、弘前市、八戸市及びむつ市の代表者をもって構成する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本機構は、機構員及び青森県内の企業・NPO等との連携・協力により、青森県の将来を担う人財の育成や地域への若者定着の促進、大学等を核とした地域産業の育成・雇用創出に向けた事業（「オール青森で取り組む『地域創生人財』育成・定着事業」）を実施し、青森県の重要課題である人口減少の克服に資することを目的とする。

(所管事項)

第4条 本機構は、前条の目的を達成するため、次の事項を所管する。

- (1) 事業の計画・立案にかかわること
- (2) 事業の予算及び執行にかかわること
- (3) 事業の評価にかかわること
- (4) 各機構員及び企業・NPO等の連携・協力にかかわること
- (5) その他、事業の円滑な実施に必要なこと

第3章 機 関

第1節 役員等

(役員の種類及び定員)

第5条 本機構に、次の役員を置く。

- (1) 機構長 1名
- (2) 副機構長 2名
- (3) 監事 2名

(選任等)

第 6 条 前条の機構長は弘前大学長をもって充てる。副機構長及び監事は、機構員の互選により選任する。

(職務等)

第 7 条 機構長は、本機構を代表し、業務を統括する。

2 副機構長は、機構長を補佐し、機構長に事故あるとき又は欠けたときは、機構長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

3 監事は、本機構の業務等の執行状況を監査する。

(任期)

第 8 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(COC+推進コーディネーター)

第 9 条 本機構に、COC+推進コーディネーターを置く。

2 COC+推進コーディネーターは、事業推進のための進捗管理、連絡調整、経費の配分方針に関する業務を行う。

第 2 節 機構会議等

(機構会議)

第 10 条 本機構に、機構の運営及び事業の重要事項を審議するため、機構会議を設置する。機構会議は、機構長、副機構長及び COC+推進コーディネーターをもって構成する。

2 機構会議について必要な事項は、別に定める。

(教育プログラム開発委員会)

第 11 条 本機構に、地域創生人財の育成に係るプログラムを開発するため、教育プログラム開発委員会を置く。

2 教育プログラム開発委員会について必要な事項は、別に定める。

(外部評価委員会)

第 12 条 本機構に、事業に関して第三者による客観的な評価を行うため、外部評価委員会を置く。

2 外部評価委員会について必要な事項は、別に定める。

第3節 総会

(総会)

第13条 総会は、全ての構成員をもって構成する。

2 総会について必要な事項は、別に定める。

(召集)

第14条 機構長は、毎年度1回以上、総会を招集する。

2 機構長は、必要に応じ臨時総会を招集することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、機構長又は機構長の指名する副機構長がこれを行う。

(定足数及び表決)

第16条 総会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。ただし、当該議事に
関し書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席したものとみなす。

2 出席者の過半数をもって議決とし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4章 その他

(事務局)

第17条 本機構の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、国立大学法人弘前大学に置く。

(委任規定)

第18条 この規約に定めるもののほか、本機構の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、平成27年11月26日から施行する。